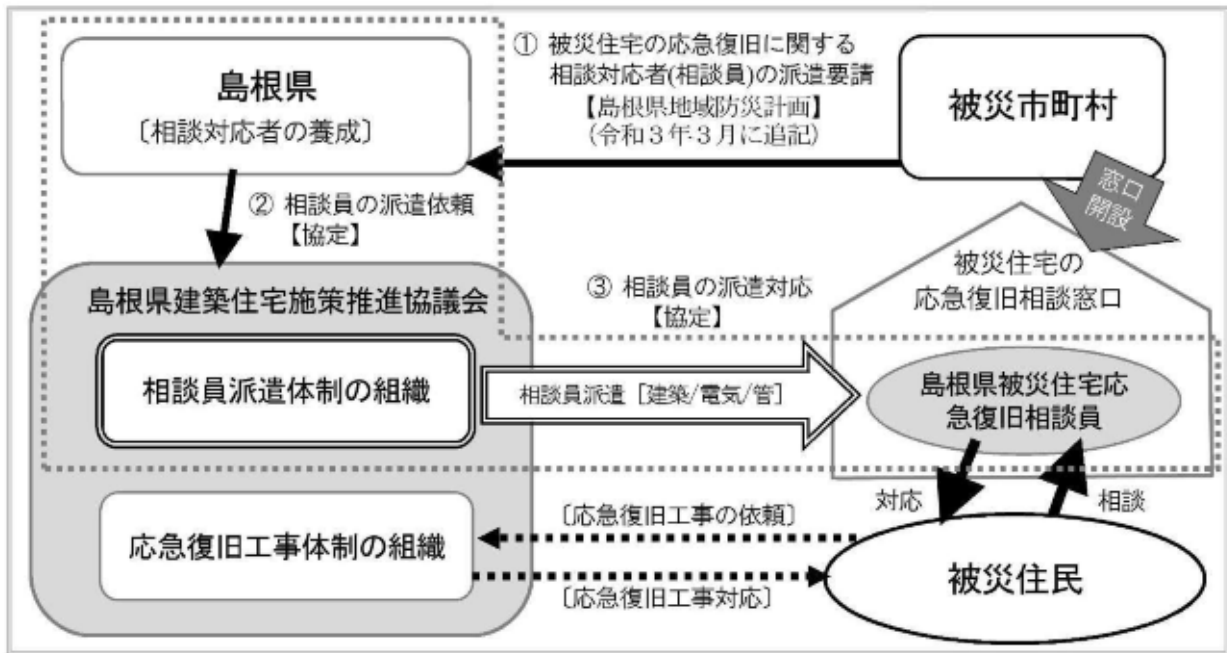


## 協定の概要及び島根県建築住宅施策推進協議会と連携した被災住宅の応急復旧に係る体制の概要

### 1 風水害等における被災住宅の応急復旧体制



### 2 島根県建築住宅施策推進協議会との協定の概要

#### (1) 協定の名称

被災住宅の応急復旧に関する相談対応への支援に関する協定

#### (2) 概要

- ・ 県の要請に基づいた、市町村相談窓口への被災住宅の応急復旧に関する相談員の派遣
- ・ 派遣相談員は、島根県被災住宅応急復旧相談員を活用

### 3 協定締結の効果

- (1) 被災住宅の応急復旧に関する知識を有する者による、相談対応の実施
- (2) 相談員を通じた迅速で適切な応急復旧工事の実現
- (3) 被災市町村における災害対応業務負担の軽減

### 4 島根県被災住宅応急復旧相談員（知事登録）

- ・ 登録要件：建築士又は施工管理技士（建築、電気工事、管工事）であって、県の実施する応急復旧に関する講習会の受講修了者
- ・ 相談員登録者数 335名（令和3年6月28日現在）

### 5 その他

島根県地域防災計画の令和3年3月改定において、市町村の要請に基づく被災住宅の応急復旧に関する相談員の派遣を県の役割とすることを記載した。